新潟市教育ビジョン推進委員会開催要綱

（目的）

第１条　新潟市教育ビジョン（以下「教育ビジョン」という。）の進行管理を行うため、新潟市教育ビジョン推進委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

第２条　委員会は、次の事項を行う。

⑴　教育ビジョンの実施計画について意見を述べること

⑵　教育ビジョンの進捗状況について報告を受け、助言を行うこと

⑶　その他教育ビジョンの進行管理について助言を行うこと

（委員構成等）

第３条　委員会は、委員８人以内をもって構成する。

２　委員は、市民及び識者のうちから構成する。

３　委員のうち２人以内は公募により選任し、公募委員の選任方法は別に定める。

（任期）

第４条　委員の任期は、２年以内とし、新潟市教育ビジョン推進本部設置要綱第３条で規定する本部長（以下「教育ビジョン推進本部長」という。）が別に定める。また、再任を妨げない。ただし、通算の在任期間が６年を超えて再任することはできない。

２　任期中に委員が交代するときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長等）

第５条　委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は委員会の進行を行う。

３　委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する副委員長がその職務を代行する。

（会議）

第６条　委員会は、教育ビジョン推進本部長が招集する。

２　教育ビジョン推進本部長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

（事務局）

第７条　委員会の事務局は、教育総務課内に置く。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、教育ビジョン推進本部長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成１８年５月１日から施行する。

（（仮称）新潟市教育ビジョン検討委員会設置要綱の廃止）

２　（仮称）新潟市教育ビジョン検討委員会設置要綱は、廃止する。

附　則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年３月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年３月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年３月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。